陳 情 文 書 表

平27陳情第6号		平成27年5月25日受理
件名	子宮頸がんワクチン被害者	音への支援等を求める陳情
横浜市泉区和泉町2丁目27-19		A 5 MG A 1956 N. COUT NOT NOT NOT NOT NOT NOT NOT NOT NOT NO
陳情者	全国子宮頸がんワクチン 神奈川県支部代表 L	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·) 要 旨

国と地方自治体とで推進されてきた子宮頸がん予防ワクチン(以下「HPVワクチン」という。)接種後、さまざまな因果関係不明の症状に苦しんでいる多くの方がいます。治療方法も分からず、また、神経症状により学校や職場にも通えず、日常生活に支障をきたしている状態です。

HPVワクチンの被害を訴えている方の多くは10代の子供であり、HPVワクチン接種前は皆元気に学校や職場に通っていましたが、接種後に歩行機能や認知機能の低下、不随意運動、末梢神経や免疫機能の異常など、多岐にわたる症状が発症しています。医療の現場においても病態の診断や治療が難しく、複数の病院を受診しても症状はなかなか改善されないため、精神的、金銭的にも困窮しています。

地方自治体による支援制度については、ほとんどの自治体が国の判断を 待つとし、いまだに多くの方が支援も受けられずにいるなど、地域格差も 生まれています。

また、被害を訴えている方の多くは子供であり、学習する機会を奪われ、 進学することも就職することもできず、日々痛みや異常な程のけん怠感、 めまい、脱力感、記憶障害、学習障害などにより、苦しく辛い日々を送っ ています。

国の判断を待つのではなく、秦野市が是非とも私たちの訴えに耳を傾け、 HPVワクチン接種により起こっている問題を解決してください。HPV ワクチン問題は世界中で起こっています。

陳情事項

- 1 保険診療、自費診療にかかわらず、治療に関わる全ての長期的な金銭 的援助を行うこと。
- 2 被害を訴えている学生への就学就職支援やサポート体制、教育環境の

充実を図ること。
3 HPVワクチン接種後に生じた、精神・身体機能障害に対する公的な
社会サービスを迅速に提供すること。